

答申第31号

第1 審査会の結論

異議申立人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成26年11月19日付け草育第〇〇〇〇号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）の結論は妥当であると判断しますが、本件公開請求対象公文書の不存在を理由とすべきであったと思料します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成26年11月1日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、
 - ① 平成27年度保育所等申込書の作成にあたり、調整指数表において、「学童保育に通う小学生がいる世帯」に対して、加点を行うか否か検討した資料
 - ② 保育園入園申込時の面接における市役所面接担当者向けのマニュアル
 - ③ 平成25年度保育園入園に関し、〇〇〇〇保育園、△△△△保育園及び□□□□保育園各園の入園者の草加市保育実施基準表における得点が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ④ 平成26年度保育園の入園に関し、▽▽▽▽保育園、▲▲▲▲保育園、▲▲▲▲保育園分園及び▼▼▼▼保育園各園の入園者の草加市保育実施基準表における得点が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ⑤ 平成26年度保育園入園に関し、平成26年11月1日現在（なければ10月1日現在でも可）の〇〇〇〇保育園、△△△△保育園、□□□□保育園及び▼▼▼▼保育園各園の1歳児待機児童の草加市保育実施基準表における得点（及び可能であれば志望順位）が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ⑥ 平成26年度4月度に△△△△保育園又は□□□□保育園に入園したもので、実施基準表の点数（なお、異議申立人のいう「実施基準表の点数」とは、平成26年度保育園入園案内11頁の「草加市保育実施基準表」及び同案内12頁の「調整指数表」の合計点を指すものと解されます。以下「指数」といいます。）が45点のもの全員の「同一指数世帯の優先順位で満たす項目」が把握できる書類（個人情報を除く）の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件公開請求の①について、実施機関は、平成26年11月19日付け草育第〇〇〇〇号により公文書公開決定を、②については同日付け草育第

〇〇〇〇号により公文書非公開決定を、③から⑤については同日付け草育第〇〇〇〇号により公文書一部公開決定を、⑥については同日付け草育第〇〇〇〇号により本件非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。

- 3 本件異議申立ては、これらの公文書公開決定等のうち、⑥の草育第〇〇〇〇号による本件非公開決定に対してなされたものです。
- 4 実施機関は、本件非公開決定において、公開請求に係る公文書を「対象者の草加市保育園入園申込書及び添付書類」と特定したうえで、本件非公開決定の理由を、

指数が同点だった場合の「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」は、申込者から提出された草加市保育園入園申込書及び添付書類で把握し、優先順位を決定しており、申込書類等は個人に関する情報であって特定の個人が認識され、通常他人に知られたくないと認められる情報のため非公開とします。

としました。
- 5 異議申立人から、実施機関に対し、平成27年1月14日に本件非公開決定を不服として、その取消し、存在するはずの書類（公文書）の公開を求める異議申立書が提出され、草加市長から平成27年1月22日付け草育第〇〇〇〇号により当審査会に諮問されました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、次のとおりです。

指数が同点であった場合、「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」は、申込者から提出された入園申込書及び添付書類で確認するとのことです。しかしながら、異議申立人は、提出された各個人の申込書の公開を請求しているわけではなく、△△△△保育園又は□□□□保育園に入園したもので、指数が45点のもの全員の「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」が把握できる書類（個人情報を除く）を請求しているのであり、各申込者において、各項目が該当するか否かをまとめた書類を開示していただきたいのです。

保育課は非常に短時間且つ少人数で入園選考事務を行っているとのことで、しかも、45点同点者は、△△△△保育園及び□□□□保育園のみならず、非常に多くの者がいるはずで、表にまとめなければ、短期間で選考事務を行えるはずがありません。表にまとめなければ、選考が公正に行えたか否かも後で検証すらできません。また、入園保留者の申込書は追って修正が許されるので、選考時点での優先順位がいかなるものであったか

表が残っていないはずがありません。

よって、存在するはずの書類（公文書）の開示を求めます。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書非公開決定通知書、理由説明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

指数が同点だった場合の「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」は、該当者が少数であることから、申込者から提出された草加市保育園入園申込書及び添付書類で把握し、提出書類等を持ち寄って協議する中でも十分に決定することができますので、優先順位を決定するための表（公文書）は作成しておりません。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 異議申立人が開示を求める公文書について

異議申立人は、上記のとおり、提出された個人の入園申込書の公開を求めているのではなく、平成26年4月に△△△△保育園又は□□□□保育園に入園した者で、指数が45点の者について、「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」がわかる表が作成されているはずであると主張し、そのような表が記載された公文書の公開を求めています。

これに対し、実施機関は、同点者の優先順位の選考は、少数であることから、指数が同点だった場合の「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」は、草加市入園申込書及び添付書類で把握し、提出書類等を持ち寄って協議する中でも十分に決定できると主張しており、優先順位を決

定するための表（「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」がわかる表）が記載された公文書は作成していないと主張しています。

そこで、かかる公文書（以下「本件公開請求対象公文書」といいます。）の存否について判断します。

3 本件公開請求対象公文書の存否について

(1) 本件公開請求対象公文書の存否を判断するにあたり、保育園入園内定者の選考方法を把握することが不可欠であることから、当審査会は、平成27年5月28日及び同年6月30日の2回にわたり、実施機関より、平成26年度の保育園入園内定者の選考の事務処理手順について、口頭で説明を聴取しました。また、当審査会は、実施機関より、当該事務処理時に用いられる一連の公文書の提供を受けました。

(2) 実施機関の説明によれば、以下のような手順で、入園内定者の選考を行ったということです。

ア 申込受付

平成26年4月の入園申込者の受付は、同年1月7日から同月12日まで、草加市役所庁舎西棟5階第1・2会議室に入園申込会場を設定して行いました。

保護者は、受付時に、保育課の担当職員に、①草加市保育園入園申込書、②入園（室）児童家庭調査票、③入園（室）に関する確認票、④父母及び祖父母等同居者が保育できないことを証明する書類（稼働証明書、入園（室）に関する誓約書等）、⑤保育料の算定に係る税関係の書類（源泉徴収票、課税証明書等）、⑥母子手帳を提出します。

担当職員は、⑦「平成26年度入園（室）受付時確認事項」という文書を手元に置き、保護者と面談しながら、申込みの受付を行います。この⑦の文書は、受付作業の便宜のために保育課において作成された文書であり、①から④までの書類に必要な事項が記載されているか、⑤の書類が添付されているかを確認するためのチェックリストが表形式でまとめられています。担当職員は、⑦の文書に記載された項目をチェックしていくことで、記載事項や提出書類に漏れがないかを確認することができます。

ここで、申込者からの提出書類に不備・不足や疑義等がある場合には、期限を定めたくえで、追加、訂正等を求めます。

なお、この⑦の文書には、指数や同一指数世帯の優先順位に関する項目はありません。

イ 全申込者の指数の合計点を出す

申込期間終了後、選考作業を開始するに当たり、まず全申込者の指数の合計点を出します。このときに、⑧「草加市保育実施基準表」「調整指数表」チェックリストという文書を用います。⑧の文書は、「平成26年度保育園入園案内」の11頁記載の「草加市保育実施基準表」及び同12頁の「調整指数表」と同じ内容です。ただし、「草加市保育実施基準表」の「基準指数」欄及び「調整指数表」の「指数」

欄に対応する欄が、父母それぞれの点数を把握できるように、世帯加算を除く項目について父と母各1列の合計2列が設けられており、担当職員が該当する数字を○で囲むようになっていました。また、「調整指数表」の下には、「同一指数世帯の優先順位」が表形式で記載され、担当職員が該当する項目をチェックできるようになっていました。さらに、⑧の文書の末尾には、基準指数と個人加算、世帯加算それぞれの指数及びそれらの合計を記入する表が設けられており、担当職員が各指数及びそれらの合計を記載するようになっていました。

ウ 申込者のデータをシステムに入力する

担当職員は、全ての申込者について、保育入所管理システムにデータを入力します。同システムに入力するデータは、申込者の個人情報のほか、「草加市保育実施基準表」「調整指数表」該当項目、入園を希望する保育園等です。なお、同システムには「同一指数世帯の優先順位」に関する入力欄が存在しないため、当該データは入力されません。

エ システムから保育園ごとに当該保育園を第一希望とする入園候補者の一覧表を抽出して印刷する

上記システムから、各保育園につき当該保育園を第一希望とする入園候補者の年齢ごとの一覧表を抽出し、印刷します。同一覧表には、氏名等の候補者を特定する事項及び当該候補者の指数の合計が、点数の高い順に表示されます。

オ 保育園ごとの入園内定者を選考する

上記エで作成された一覧表をもとに、保育園ひとつひとつにつき、入園内定者を選考していきます。

具体的には、A 保育園の1歳児について選考を行う場合、担当職員は上記エの一覧表を手元に置き、定員を満たすまで、点数の高い者から順に、入園内定者を選考を行っていきます。受入可能人数の前後に同一指数の者が複数いる場合には、⑧「草加市保育実施基準表」「調整指数表」チェックリストに記載された「同一指数世帯の優先順位」項目を確認し、入園内定者を選考します。もともと、この段階で入園内定となったとしても、B 保育園を第一希望としていながらそちらの選考に漏れた者が A 保育園を第二希望としており、A 保育園入園内定者よりも高い指数を有している場合がありますから、この内定は、暫定的なものになります。

A 保育園について、暫定的な入園内定者が決定すると、次は B 保育園について同様の選考を行います

このように、順次、各保育園につき年齢ごとに入園内定者を選考を行っていきます。

カ 保育園ごとの入園者のリストを作成する

最後に、上記の手順で内定した申込者について、各保育園につき年齢ごとにまとめた表をエクセルで作成します。この表には、入園内定者の個人情報及び指数の合計は記載されますが、「同一指数世帯の優

先順位を満たす項目」は記載されません。

- (3) 入園内定者の選考は、上記の流れで行われており、各保育園について、「同一指数世帯の優先順位を満たす項目」がわかる表が記載された公文書は作成されていないという実施機関の説明に不合理な点はありませんでした。また、平成27年6月26日、当審査会が審査会事務局に保育課の保有文書の調査を行わせたところ、本件公開請求対象公文書は存在しないことを確認しました。

4 結論

以上のことから、本件公開請求対象公文書は不存在であり、本件非公開決定の結論は妥当であると判断しますが、非公開の理由は、公文書の不存在とすべきであったと思料します。

第6 付言

当審査会の結論は、上記のとおりですが、当審査会としては、本件公開請求の処理に際して、公開請求者である異議申立人と公開請求の受付窓口となった保育課との間で、公開請求の対象公文書が何かという点について最初から齟齬があったと考えます。今後、実施機関においては、公開請求の受理に当たって、まず受付窓口において、請求されている公文書が何かを十分に確認し、それが明らかでない場合は参考となる情報を提供するなどして公開請求の内容を明確にし、必要な場合には公開請求書の補正を求める手続（本条例第6条第2項、草加市行政手続条例第7条）を踏み、請求内容に即して公開請求を的確に処理されるよう要望します。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成27年 1月22日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 1月28日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 2月 5日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 2月 6日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月20日 異議申立人から同月14日付けの意見書が提出されました。
- 2月23日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しまし

- た。
- 5月14日 審査。また、諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 5月28日 審査、諮問実施機関から口頭理由説明を聴取しました。
- 6月 5日 異議申立人に対し、質問事項を作成し、意見を求めました。
- 6月12日 異議申立人から質問事項の回答が提出されました。
- 6月16日 審査
- 6月17日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を求めました。
- 6月26日 諮問実施機関に対して請求文書の存否確認の調査を行いました。
- 6月26日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 6月30日 審査、事務局調査（請求文書の存否確認の調査）結果報告及び諮問実施機関から保育園受付業務の事務処理について説明を聴取しました。
- 7月14日 審査
- 7月28日 審査

平成27年 7月28日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 早 川 和 宏
委員 川 上 愛